

淀川水系流域委員会 第60回委員会 結果概要

開催日時：2007年9月11日（火）16：30～19：55

場 所：京都勸業会館 みやこめっせ B1F 第1展示場 A面

参加者数：委員21名、河川管理者（指定席）21名

一般傍聴者（マスコミ含む）189名

※結果概要は、議事の概要を簡略にまとめたものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告
3. 審議
 - ①河川環境、利用に関する基本的な考え方について
 - ②今後の委員会の開催予定について
 - ③その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・10月の委員会開催日が、審議資料3「今後の委員会開催予定表（案）」のとおり決定した。
10月6日（土）13：30～16：30 第64回委員会
10月23日（火）16：30～19：30 第65回委員会
- ・本日の河川管理者の説明について質問がある委員や一般傍聴者は、9/18までに庶務に提出する。
第63回委員会（9/26）にて河川管理者から回答を説明して頂き、審議を行う。
- ・審議資料4「淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応（案）」が了承された。

2. 報告

庶務より、第59回委員会（2007.9.5）以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

①河川環境・利用・人と川との繋がり・維持管理に関する基本的な考え方について

河川管理者より、審議資料2「淀川水系河川整備計画原案について」、審議資料1「河川整備計画原案等に関わる質問・意見集」について説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・「淀川水系の現状と課題」に関する委員の質問についても、今回の説明の中で回答がなされたと理解してよいのか（委員長）。
→審議資料1で回答を整理している。本日の説明の中でも触れているものがある。今回の説明に対する質問については、審議資料1の回答内容も踏まえてお願いしたい（河川管理者）。

- ・今回の説明は、原案の仔細な説明に終始しており、基本的な考え方である「生態系が健全であつてこそ、人は持続的に生存し、活動できる」についての説明がなかった。生物多様性条約やラムサール条約と原案の整合性をどう考えているのか。また、保全すべき生物の選定については、保全生態学の基礎的な手順（絶滅危惧種や固有種を優先する等）に沿ったうえで、計画を立てていただきたい。
 - 条約との整合については確認していない。保全すべき生物の選定については学識経験者の意見を聴きながら選定してきた。特定の種を強く意識して保全するというよりも、さまざまな種が生息できる河川環境を目指すことを考えている。「生物多様性の保全と持続可能な利用」については、原案で記述している。今回の説明では淀川の河川整備計画として特徴だと考えている「川が川をつくることを手伝う」という考え方を説明した（河川管理者）。
- ・淀川水系の絶滅危惧種としてアユモドキが挙げられているが、緊急的な課題だ。この保全・再生に関する具体的な計画が原案に書かれていないのはなぜか。
 - アユモドキについて、計画案として書けるほど対応策が具体化できていない（河川管理者）。
- ・原案で示されている「分断」「単調化」「多様な生物との共存関係消失」「景観の劣化」などの課題をどのように解決していくのか。課題と各事業計画との対応関係を示して欲しい
- ・河川環境保全の基本的考え方に挙げられた「徹底した連続性の確保」「ダイナミズムの再生」「水循環の健全化」「コンクリートが見えない堤防・堤防」（審議資料2 P3）が各事業計画にどのように反映されているか？相互の対応関係を示して欲しい。
- ・横断方向の河川形状の修復計画について、縦断方向（上流と下流、支川と本川）の事業計画との対応関係を示して欲しい。
- ・環境の計画、維持管理の計画、利用の計画が個別に記載されているが、相互の連携について対応関係を示して欲しい。
- ・維持管理の対象は、河川管理施設のみではなく、維持管理の対象を変えていく（土砂管理や流況管理なども対象にする）必要があるのではないか。
- ・「自然な流況」（審議資料2 P9）とはどのような状況なのか。
 - 概念としては、雨が降れば降った規模に応じてダムから放流することを考えている（河川管理者）。
- ・「急速な水位低下の抑制」と「水位変動や攪乱の増大を目指す」（審議資料2 P8）は相反するのではないか。
 - 改めて、琵琶湖の具体的な事例などにより、説明する（河川管理者）。
- ・河川環境保全に向けた明確な目標が必要。「多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」という曖昧な文章では、人によって思い浮かべる目標像が違ってくる。具体的にいつなのか、「多様な生態系」の根拠となるデータや資料を示して計画を立てる必要がある。
 - 現在の河川の環境は悪化しているが、これを以前のような悪化していない河川環境を目指すということだ。昭和30～40年代をイメージしている（河川管理者）。
 - 淀川環境委員会と淀川河川事務所では1960年代後半の河川環境に戻すということを目指してきた。これを淀川水系全体の目標にするということであれば、あらためて説明が必要だろう。

- ・地域によって、河川環境の保全・再生の目標像は違う。水系全体で同じ目標でよいのか。
→「この地域は昭和〇〇年のようにする」と明確な目標を決められるものではないため、原案では「多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」とした。環境については、現時点で最終的な目標と整備の筋道を決めるというよりは、川が川をつくるのを手伝うということを目指して整備を行い、モニタリングと評価をしながらより良い方法を探っていきたい（河川管理者）。
- ・非洪水期から洪水期への移行操作においては、滅多に起こらない第2室戸台風のような台風時の波浪が琵琶湖の湖岸地形に与える影響に考慮するべきだ。
- ・原案に示されている計画のうち、どれが「徹底した連続性の確保」「ダイナミズムの再生」「水循環の健全化」「コンクリートが見えない河岸・堤防」（審議資料2 P3）に該当するのか。河川環境が保全・再生されたと判断する基準は何か（例えば「猪名川れき河原再生」事業では、河原がどのような状態になれば、再生されたと判断するのか）。河川管理者の考えを示して欲しい。
- ・河川管理者は景観についてのマスタープランづくりの重要性をどう考えているのか。「川でなければできない利用」というよりも、「流域でなければできない利用」ではないか。川だけではなく、川のそばの街まで含めた広域的な視野が必要ではないか。河川管理者が考える「川らしい利用」を具体的に示してもらいたい。
- ・河川レンジャーについて、意欲があるが経験の少ない方へのオン・ザ・ジョブ・トレーニングができるように河川レンジャーのサブの役割ができるようなボランティアによる制度の整備が必要ではないか。また、啓発された市民が川で活動しようとする時の支援体制の整備も必要になってくるのではないかと（情報提供や助成金制度、活動支援等）。
- ・委員の質問や意見（例えば、ダム湖の水質汚染に対する意見）が原案に活かされているのか。
- ・原案で示されている「課題」と「目標」と「計画」の繋がりがよく分からない。例えば「猪名川れき河原再生」については、なぜ猪名川をれきにするのが望ましいのか、何が原因でれきでなくなったのか、なぜ高水敷整備なのか。繋がりがよくわからないので、説明して欲しい。
- ・森林保全、水源地保全を原案にどう位置付けるのか。
- ・ダム湖に流入する河川（源流域）の保全が重要だ。治水の課題でもある。
- ・「維持管理の予算の確保が困難」とのことだが、施設を新設するための予算と維持管理の予算は同じ枠か。既設ダムの堆砂の課題として、貯水容量の減少があげられている。これまでの委員会等では、ダムの計画段階から堆砂は別枠として確保してあるとの説明を受けてきたが、河川管理者の方針が変わったのであれば、なぜなのか説明して欲しい。また、舟運に関わる整備（淀川大堰の閘門と水制工の設置）の経済効果について説明して欲しい。

②今後の委員会の開催予定について

委員長より、審議資料3「今後の委員会開催予定表（案）」を用いて説明がなされ、「1. 決定事項」の通り、10月の委員会開催スケジュールが決定した。

- ・原則として、月2回のペースで委員会を開催したい。参加可能な委員数や開催曜日を考慮し、一回も参加できない委員が出ないように、開催予定日を決定した。予備日はあくまでも真にやむを得ない場合に開催する。予備日に開催する場合はできるだけ早めに開催をお知らせする（委員長）。
- ・10月の委員会開催予定は、12月に原案への意見を提出するという意識したスケジュール

なのか。

→河川管理者からも「時期が来たからといって審議を打ち切るようなことはしない」との説明も頂いているので、意見書の提出時期については、現時点ではコメントを避けたい(委員長)。

- ・原案への「意見書」という形で作成するのか。

→文書で意見を提出することになる。原案はこれまでの意見書や提言を踏まえてつくられているので、原案への意見書を提出する(委員長)。

- ・住民に意見を聴く機会を設けるのか。

→委員会の場で、河川管理者の説明について、一般傍聴者から意見や質問を募集している(委員長)。

③その他

庶務より、審議資料4「淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応(案)」について説明がなされ、了承された。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・生物多様性条約は基本中の基本なので、河川管理者の勉強が必要だ。大戸川ダムについては、文章だけではわかりにくいので、資料をそろえた上でさらなる説明をお願いしたい。
- ・原案の説明資料では、委員会の意見書や提言とどのように違っているのか(あるいはどのように反映したのか)を記述しておくべきだ。原案の川上ダム計画では「オオサンショウウオは移転する」という考え方が変わっていないが、河川管理者は、生物の移転も環境保全になると考えているのか、はっきりしてもらいたい。
- ・維持管理については時系列的なとらえ方が必要だ。特に土砂管理の視点が重要なので、委員会でも検討して頂きたい。また、活断層についての検討もお願いしたい。
- ・新委員には、過去の委員会の意見書や提言、審議内容を踏まえた意見を述べて欲しい。参考資料1 No790については、印刷して、広く配布して頂きたい。
- ・これまでの委員会で、「ゾーニングによって環境保全地域をつくる必要があるのではないか」という委員会の意見に対して、河川管理者は「流域全体が保全の対象」と回答した。原案に示されているような特定の生物種の回復が目標ではなかったはずだ。河川管理者1人1人に何ができるのかを考えて欲しい。

以上